

業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度都市農山漁村交流促進セミナー等企画・運營業務

2 業務の目的

山口県では、農山漁村と都市との交流拡大に向け、従来の一時的な滞在型から、再訪問・長期滞在へとつながるよう、滞在型交流に係る受入体制の再構築を行い、地方への人の流れの拡大や中山間地域の活性化を図ることとしている。

このため、都市農山漁村交流に係る交流体験プログラムや宿泊施設の運営に携わる関係者をはじめ、市町担当者等を対象として、都市農山漁村交流の拡大に向けた機運醸成や新たな旅行需要への対応、地域ぐるみの取組促進等を目的に都市農山漁村交流促進セミナー・ワークショップ及び視察の企画・運營業務を委託する。

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務の内容

(1) セミナーの企画・構成

○ 企画提案事項とする。ただし、テーマ及び講師の選定は、次の内容に沿ったものとする。

① 旅行者や旅行業界の動向

都市農山漁村交流に関する現状や今後の動向（旅行者の志向や旅行業界のトレンド）等について、具体的な事例やデータ、効果等を示しながら、交流の取組を進める際にどのような点に着目する必要があるのか、新たな旅行需要への対応はどのように進めるか、などについて参加者が気づきを得られる内容とすること。

② 先進地域の取組事例等の紹介

これまで取組を継続してきた地域や先進的な取組を進める地域などの事例を、取組内容だけでなく、地域で取り組むにあたって苦労した点や取組を進める際に工夫した点なども示しながら、参加者の実践につながるよう、より具体的で実践的な内容とすること。

(2) ワークショップの企画・構成

○ 企画提案事項とする。ただし、テーマは「地域資源を活用した宿泊・食事・体験コンテンツ磨き上げ」「ツアー企画作成」「ターゲットの再設定（誘客エリア、手法の検討等）」等に係る内容とすること。

(3) 現地視察の実施

○ (1) (2) の実施後、内容についてさらに理解を深められるよう、先進地域への現地視察を実施すること。

(4) 開催時期及び時間

○ 開催日時については、契約後、県と協議した上で正式決定とする。

○ セミナー及びワークショップの時間は合わせて2時間程度とし、複数回開催すること。

- セミナー及びワークショップの開催の内、1回は現地視察と同日に開催してもよい。
- (5) 定員及び参加費
 - 1回当たり25名程度、参加費は無料とすること。
- (6) 会場・機材の選定・確保
 - 企画提案事項とする。ただし、交通の利便性がある会場を選定すること。
 - 実施内容に応じた機能・規模を有する会場を確保すること。併せて、必要な機材も確保すること。
- (7) 講師等の招聘
 - セミナーの講師等を招聘すること。
 - 講師等の招聘に伴う謝礼・旅費等の一切の経費を負担し、支払うこと。
- (8) セミナー等の運営
 - 円滑な運営のために、進行表及び配置図等をあらかじめ作成すること。
 - 会場の設営及び撤収を行うこと。
 - 参加申込への対応、当日の受付・案内を行うこと。
 - 内容に応じた資料を作成し、参加者に配布すること。
 - 十分な安全対策及び安全管理を行い、事故防止に努めること。
- (9) その他
 - 参加者募集は、チラシ配布やオンライン等により効果的に実施すること。
 - 参加者にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

5 実施体制

- (1) 契約締結後、速やかに県と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。
- (2) 受託者は業務実施に当たり、業務を指揮する実施責任者を配置し、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- (3) 現地視察の実施に際し、参加者の傷害保険に加入すること。
- (4) 契約締結後、受託者は、具体的な実施方法を取りまとめた業務実施計画書を速やかに作成すること。

6 留意事項

- (1) 本業務において、県が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うものとする。
- (2) 本業務を履行するために必要となる、受託者の人件費、旅費、通信費、会場使用料、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (3) 本業務で得た成果品及び著作権については、県に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、県と協議するものとする。
- (5) 個人情報の収集や利用、管理については、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえてこれを遵守すること。

7 成果物の提出

- (1) 成果報告書（A4判）2部
- (2) 成果報告書（PDFファイル）一式 ※（1）をPDFファイル化したもの

8 その他

本業務の委託契約の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は、企画提案の内容を踏まえ、県と受託者との協議を行い、別に作成する。